

## 診療明細書（レセプト）を取り扱う事業者さまへ

### ～請求上の注意～

ご本人へ受給者証をお渡しの際、自己負担上限額管理票（通院ノート）も配布しています。こちらは、医療機関等（薬局・訪問看護ステーションも含まれます。以下同じ。）で支払った自己負担額を月ごとに医療機関等と受給者が管理するためのものですが、使用につきまして、今一度以下のことにご注意ください。

- ①自己負担上限額管理票は、自己負担上限額が定められた方全員の記載が必要です。受給者番号、有効期間、自己負担上限額、医療機関名等につきましては、必ず「自立支援医療受給者証」をご確認ください。
- ②京都府内の市町村国民健康保険（京都市除く。）では、「国民健康保険医療付加金制度」により、対象のご本人は自己負担額が窓口では発生しません。しかし、自己負担上限額が無いということではなく、自立支援医療費（精神通院）上は、上限額がある方となります。記載された上限額に達するまでは、月ごとの自己負担相当額を、レセプト及び自己負担上限額管理票にご記載ください。（窓口負担額が無い状態であっても、国保連合会へ提出するレセプトに自己負担相当額を記載することにより、その分が国保から付加金として現物給付される仕組みになっています。）
- ③「自立支援医療受給者証」に貴医療機関名がない場合、この自立支援医療（精神通院）の公費負担制度は利用できません。
- ④貴医療機関での支払いの度に（国民健康保険医療付加金のある方については自己負担相当額を）、「自己負担上限額管理票」にご記載ください。（記載例参照）
- ⑤月額自己負担累積額が自己負担上限額（「自立支援医療受給者証」で確認ください。）を超えた場合、「自己負担上限額に達しました」との確認欄への記載をお願いします。（記載例参照）

